

執筆者:

E-mail✉ [五十嵐 チカ](mailto:chika@nishimura-asahi.com)E-mail✉ [勝部 純](mailto:tsumoto@nishimura-asahi.com)

ロシアによるウクライナ侵攻を受けた欧米日の対ロシア制裁の動向については[西村あさひ法律事務所ヨーロッパニュースレター 2022年2月28日号](#)でご紹介したとおりですが、本ニュースレターにおいては、エネルギー分野における対ロシア制裁の最新の動向についてご紹介いたします。

1. 従前の米国による対ロシア制裁におけるエネルギー分野の制裁

従前、米国は、ロシアによるクリミア半島の実効的支配を受けて、米財務省外国資産管理局(Office of Foreign Asset Control (“OFAC”))が経済制裁を、米商務省産業安全保障局(Bureau of Industry and Security (“BIS”))が輸出管理規制を実施してきました。そのうち主要なものとして、OFACは、2014年3月以降、ロシアのエネルギー分野について、大統領令(Executive Order)13662号に基づき、以下の制裁を実施しています。

これらは、部門別制裁対象者(Sectoral Sanctions Identifications (“SSI”))リストに含まれる特定の組織等に関する一定の行為を対象とする制裁であり、SSIリストには、ガスプロム(世界最大の天然ガス企業)、ガスプロムネフチ(ロシアの大手石油製造・精製企業)等が掲載されています。

(1) 大統領令 13662 号に基づく OFAC 指令(Directive)2 号による制裁¹

米国人(U.S. Persons)²による又は米国内における以下の行為が禁止されています。

- 制裁対象者、その資産又はその資産持分のための返済期間 60 日を越える新たな債務に関する取引、融資、その他の関与

(2) 大統領令 13662 号に基づく OFAC 指令 4 号による制裁³

U.S. Persons による又は米国内における以下の行為が禁止されています。

- 深海、北極海沖又はシェールのプロジェクトにおける探鉱又は生産を支援する物品、サービス(金融サービス以外)、技術の、直接又は間接の、提供、輸出又は再輸出であって、
 - 当該プロジェクトについて、ロシア連邦内又はロシア連邦が主張しその領土から広がる海域で石油が生産される可能性があり、制裁対象者、その資産又はその資産持分に関するものであること、又は
 - 当該プロジェクトについて、2018年1月29日以降に開始され、石油が生産される可能性があり(場所を問わない)、制裁対象者、その資産又はその資産持分が、(a)その持分の33%以上を保有し、又は(b)その議決権の過半数を保有するものであること

¹ https://home.treasury.gov/system/files/126/eo13662_directive2_20170929.pdf

² OFAC 規制における U.S. Persons の定義は、[ヨーロッパニュースレター2022年2月28日号](#)の脚注4参照。

³ https://home.treasury.gov/system/files/126/eo13662_directive4_20171031.pdf

2. 今般の米国等のロシア制裁におけるエネルギー分野の制裁の動向

今般のロシアによるウクライナ侵攻を受け、米国、欧州連合、英国等の各国は、金融分野については次々と制裁を強化する一方、現状では、エネルギー分野については、資産凍結や全面的な取引禁止といった激しい制裁は見送られている状況にあります。

米国政府は、今般の制裁及び許可のパッケージは、エネルギー価格の高騰や銀行がエネルギーの支払処理をすることを妨げないように構成されている旨述べており⁴、現状、エネルギー分野に関する制裁は下記の範囲にとどまっています。

- 2022年2月23日、OFACは、ロシアとドイツとを結ぶ天然ガスパイプラインの Nord Stream 2 の運営企業及び CEO を Specially Designated Nationals and Blocked Persons (“SDN”)に指定した⁵(U.S. Persons は SDN 対象者と取引することが禁止され、また、SDN 対象者の資産は凍結される。)
- 2022年2月24日、OFACは、U.S. Persons による又は米国内における、ガスプロム、ガスプロムネフチ、ガスプロムバンク(エネルギー分野との関わりの深いロシアの大手金融機関)等への一定の条件の新規の融資及び投資を禁止した⁶(大統領令 14024 号に基づく OFAC 指令 3 号⁷)。

また、OFAC は、制裁対象となっている行為について、個別の特定許可(Specific License)を必要とすることなく、一般許可(General License)を発出し、一定の行為について包括的に許可することがあります。2022年2月28日、米 OFAC は、大統領令 14024 号に基づく OFAC 指令 4 号を発出し、U.S. Persons によるロシア中央銀行等との全ての取引を禁止しましたが、同時に一般許可 8A 号⁸を発出し、米国東部夏時間 2022年6月24日午前12時1分までの間、大統領令 14024 号に基づく制裁により禁止される取引に関して、所定のロシアの金融機関の関与するエネルギーに関連する(“related to energy”⁹)取引を行うことを包括的に許可しています。

なお、一般許可 8A 号の下でも、大統領令 14024 号に基づく OFAC 指令 2 号の対象となる金融機関のためにコルレス口座を開設すること等、一定の行為については許可されておらず、そのため、米国金融機関は、制裁が適用されない第三国の金融機関を介して送金処理を行う必要があります(いわゆる「U ターンランザクション」)¹⁰。

⁴ 米財務省の 2022 年 2 月 24 日付けプレスリリース「U.S. Treasury Announces Unprecedented & Expansive Sanctions Against Russia, Imposing Swift and Severe Economic Costs」(<https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy0608>)

⁵ 米財務省の 2022 年 2 月 23 日付けプレスリリース「PEESA Designations; Issuance of Russia-related General License 4」(https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/recent-actions/20220223_33)

⁶ 米財務省の 2022 年 2 月 24 日付けプレスリリース「U.S. Treasury Announces Unprecedented & Expansive Sanctions Against Russia, Imposing Swift and Severe Economic Costs」(<https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy0608>)

⁷ https://home.treasury.gov/system/files/126/new_debt_and_equity_directive_3.pdf

⁸ https://home.treasury.gov/system/files/126/russia_gl8a_1.pdf

⁹ 一般許可 8A 号において、「related to energy」とは、石油(原油、リース・コンデンセート、未完成油、天然ガス液、石油製品、天然ガスを含む。)、エネルギーを生産できるその他の製品(石炭、木材、バイオ燃料の製造に用いられる農産物等)又はあらゆる形態のウランの抽出、生産、精製、液化、ガス化、再ガス化、転換、濃縮、製造、輸送又は購入、並びにあらゆる手段(原子力、地熱、再生可能エネルギーを含む。))による電力の開発、生産、生成、送電、交換を意味するとされています。

¹⁰ OFAC の FAQ No. 978 (<https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/faqs/topic/6626>)

【資金移動が許容される場合と禁止される場合の例】

Payment from third-country originator

Authorized payment from third-country originator to beneficiary with an account at a sanctioned institution:



Prohibited payment from third-country originator to beneficiary with an account at a sanctioned institution:



〔出所: OFAC の FAQ の No.978〕

また、欧州連合も、天然ガスの調達の多くをロシア産が占める状況にあり、2022年3月2日に公表されたロシアの銀行7行のSWIFT決済網からの遮断(同年3月12日発効)についても、2022年3月3日現在、ガスパロムバンクの遮断は見送りとなっています。

一方で、報道によれば、ロシアによるウクライナ侵攻の激化の状況を受け、2022年3月2日、米バイデン大統領は、ロシア産の石油・天然ガスの禁輸も選択肢から排除されていないと発言しています。さらに、同日、ホワイトハウスが、米商務省が石油・天然ガスの抽出機器の輸出管理を行うことで、ロシアの石油・天然ガス精製能力を支える技術の輸出を規制すると述べています¹¹。

また、2022年2月28日、英シェルがロシアサハリンの石油・天然ガス開発プロジェクトであるサハリン2の事業権益を譲渡して撤退する方針を表明し、また、同様に、同年3月1日、米エクソンモービルがサハリン1の事業権益を譲渡して撤退する方針を表明するなど、制裁対象に該当しない場合であっても、英米大手エネルギー企業がロシア事業から撤退する動きも出ています。

3. 本邦エネルギー企業における留意点

本邦エネルギー企業においても、今後の情勢次第でエネルギー分野に対する制裁強化の可能性も絶無ではないことを踏まえ、刻一刻と変化するウクライナ情勢、ロシアに対する各種制裁及びロシアによる対抗措置等の動向を注視するとともに、また、制裁対象となるものではないとしても、ロシアに関するエネルギー関連事業・取引については、企業に及ぼすレピュテーションのみならず、本邦のエネルギーセキュリティへの影響等にも十分に留意した上、対応について慎重に検討する必要があると思料します。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#)

¹¹ ホワイトハウスの2022年3月2日付けプレスリリース「FACT SHEET: The United States Continues to Impose Costs on Russia and Belarus for Putin's War of Choice」(<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2022/03/02/fact-sheet-the-united-states-continues-to-impose-costs-on-russia-and-belarus-for-putins-war-of-choice/>)